

支援費の指導監査等について

1．支援費の指導監査等について

市町村の支援費支給事務の安定的な運営、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者施設更生等（以下「指定事業者等」という。）の一定の質の確保（指定基準の遵守状況）などの観点から、国として、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が実施する指導監査等について、「指導指針」及び「監査指針」（以下「指導監査指針」という。）を本年中に示す方向で検討している。

2．都道府県等に示す指導監査指針（案）

（１）市町村指導指針

- ・ 「支援費事務処理要領」に基づき、指導の主眼事項、着眼点を示す。
（地方自治法第245条の4）

（２）指定事業者等に関する指導監査

指定事業者等指導指針

ア．「指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づき、指導の主眼事項、着眼点を示す。

イ．「指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」に基づき、指導の主眼事項、着眼点を示す。

指定事業者等監査指針

ア．指定事業者等の支援内容及び支援費の請求について、不正又は著しい不当があったと疑うに足りる理由があるとき。

イ．指定基準に重大な違反があると疑うに足りる理由があるとき。

ウ．度重なる実地指導によっても支援内容に改善がみられないとき。

エ．正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。

根拠法令

ア．報告等

- ・ 指定居宅支援事業者：身17条の21、知15条の21、
見21条の21

- ・ 指定身体障害者更生施設等：17条の28、知15条の28

イ．指定の取消し

- ・ 指定居宅支援事業者：身17条の22、知15条の22、
見21条の22

- ・ 指定身体障害者更生施設等：身17条の30、知15条の30